

議会受付番号	鎌議第 1203 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長（市民活動部観光商工課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

着地型観光事業の事務執行

2 質問の要旨

- 1 着地型観光事業の事務執行に於いて委託先である業者から、鎌倉市に対して白紙の請求書を提出させていた事実はあるか。
- 2 又、得た白紙の請求書を用いて市職員が記入していた事実はあるか。筆跡鑑定も行うが、先ずは松尾市長自ら調べ、誠実な答弁を求める。

3 答弁

ご指摘の委託事業に対する支払い事務が行われた平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、当時の所管課である観光課に所属していた全職員から聞き取りを行ったところ、白紙の請求書を提出させていたという事実はないとの回答を得ました。よって、白紙の請求書を用いて市職員が金額などを記入していたという事実もないと確認をしております。